

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年2月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

こんにちは。司法書士の藤井です。今年はサルだから騒がしいのか、世界中で争い事や経済の乱れがニュースになっているようです。

ところで皆さん、「一粒万倍日（いちりゅうまんばいび）」というのをご存知ですか？一粒の粃（もみ）が万倍にも実る稲穂になることから、「手元にあるわずかな物で始めた事が何倍にも膨らむ」とされ、新しい物事を始めるにはもってこいの日というわけです。一粒万倍日は何事を始めるにも良い日とされ、特に仕事始め、開店、種まき、お金を出すことに吉であるとされます。但し、借金や物を借りたりすることは苦勞の種が万倍になるので凶とされます。ちなみに、2月の一粒万倍日は、3日(水)、6日(土)、13日(土)、18日(木) 25日(木)。縁起担ぎで何かを試してみるのもいいですね。

あなたの思いが実るように。見える形にまとめよう。

1月号のコラムで遺言書を書くための鉄板ルールについてふれましたが、遺言書は、「便箋と封筒、消えにくいボールペンや万年筆、印鑑+朱肉」があればどなたでもスグに書くことができます。

遺言書の書きなおしは何度でもできますが、間違えると訂正が大変なのでまずは、「あなたが誰に何を伝えたいか(残したいか)」を整理することが大切です。この機会に「もし自分だったら・・・」と考えてみましょう！

【直筆遺言作成のポイント】

- タイトルから本文、日付、氏名はすべて自署します。
- 財産の分け方については、自分の財産は何か、誰に相続させたいかを具体的に示しましょう。
- 人について書くときは、特定できるように続柄、フルネーム、生年月日などを明記します。
- 手続きをスムーズにするために、遺言執行者は指定しておきましょう。
- 家族へのメッセージも残すことができます。付言事項に明記しておきましょう。

遺言書の例をみてみよう。

遺言書

遺言者 福岡太郎 は次の通り遺言する。

1. 遺言者は、以下の財産を妻福岡花子（昭和30年3月3日生）に相続させる。

(1)遺言者所有の次の土地建物

①〇〇市〇丁目〇〇番 宅地 100.00㎡

②同所〇〇番地 家屋番号〇〇番

居宅 木造瓦葺平家建 50.00㎡

(2)遺言者名義の預貯金

①〇〇銀行〇〇支店 口座番号〇〇

②△△銀行△△支店 口座番号△△

2. その他遺言者に属する一切の財産を妻福岡花子に相続させる。

3. 遺言執行者として、妻福岡花子を指定する。

4. 付言事項

もしものときのために、この遺言書を残しました。家族みんなが仲良く、健康で幸せでいて下さい。

平成25年2月10日

福岡県〇〇市〇丁目〇〇番地

福岡太郎

印

①タイトルは「遺言書」とします。

②続柄、フルネーム、生年月日を入れて 相続人が特定できるようにします。(相続人以外であるときは住所も書いておきましょう)

③法定相続人に対しては「相続させる」、法定相続人以外に対しては「遺贈する」という言葉を使用します。

※「あげる」「譲る」は使わないでください。

預貯金などまとまった財産については支店名、口座番号も記載しましょう。

※残高は書かなくてOKです。

④手続きをスムーズにするために遺言執行者を指定しましょう。

⑤⑥⑦正確な日付、署名をし、印鑑を押します。